

要援護者見守り支援事業の 支援者になりませんか

要援護者見守り支援事業とは

久喜市では、地震や風水害等の災害時に、自力での避難が困難な高齢の方や障がいのある方などの“要援護者”が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ご近所の方、区長、民生委員・児童委員、自主防災組織など、地域の皆様にご協力をいただきながら“地域での見守り体制づくり”を進める「要援護者見守り支援事業」を実施しています。

支援者とは

災害発生時または災害の発生が予測されるときに、安否の確認や避難の手助けを行うなど、要援護者の支援を行っていただく方です。

また、平時においては、声かけ運動等を通じて、日常生活の見守りなどを行っていただきます。

支援者は、ボランティア精神に基づいて支援するものであって、災害時の支援を強制されるものではありません。また、避難誘導等に関して責任を負うものではありません。

支援者として登録された方は、「要援護者見守り支援登録台帳」に登載し、支援者の住所・氏名・電話番号が、ご支援いただく要援護者、関係機関（警察、消防等）、地域の関係者（区長、民生委員・児童委員、自主防災組織等）に提供されますので、個人情報の提供について同意いただきますようお願いします。

なお、登録していただいた個人情報は、要援護者見守り支援事業の目的以外に使用することはできません。

【問合せ】 福祉部社会福祉課

久喜地区 久喜市役所 社会福祉係

〒346-8501 久喜市下早見85-3 電話 22-1111 FAX 23-0699

菖蒲地区 菖蒲行政センター 菖蒲福祉係

〒346-0192 久喜市菖蒲町新堀38 電話 85-1111 FAX 85-6840

栗橋地区 栗橋行政センター 栗橋福祉係

〒349-1192 久喜市間鎌251-1 電話 53-1111 FAX 52-6027

鷺宮地区 鷺宮行政センター 鷺宮福祉係

〒340-0295 久喜市鷺宮6-1-1 電話 58-1111 FAX 58-7019

支援者になつたらどんなことをするの？

1. 災害時の取り組み

支援者の皆さんは、次のことを基本に避難支援を行ってください。

- ①まずは自分の身を守ってください。
- ②自分の家族や近くにいる人の安全を確認してください。
- ③担当する要援護者に災害情報の伝達をするとともに安否の確認を行ってください。
- ④要援護者と連絡が取れない場合は、「緊急連絡先」へ問い合わせ、安否の確認を行ってください。
- ⑤避難が必要な場合は、指定避難場所への避難誘導を行ってください。また、併せて「緊急連絡先」へのご連絡もお願いします。
- ⑥怪我をされている場合など、手当てや救助が必要な場合は、防災関係機関（消防・警察）へ応援要請を行ってください。

※要援護者の支援者には、要援護者が指定した支援者の他にも、地元の区長さん、民生委員・児童委員さん、自主防災組織の皆さんなどがいらっしゃいます。一人での対応が難しい場合などは、連絡を取り合い、協力した支援をお願いします。

一対象となる要援護者一

【高齢者（65歳以上の方）】

- ひとり暮らし
- 高齢者のみの世帯
- 日中・夜間独居世帯
- 要介護3以上（要介護3～5の方）

【障がいのある方】

- 身体障害者手帳1級、2級
- 療育手帳Ⓐ、A
- 精神障害者手帳1級
- 難病患者
- 障害支援区分3以上（障害支援区分3～6の方）

【状況によって手助けが必要となる方】

妊娠婦、乳幼児、児童、外国人など

《どのような災害のときに安否確認を行うの？》

【地震】震度5弱以上の地震が発生したとき

（おおよその目安です。状況に応じた対応をお願いします。）

【台風等】 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保が発令されたとき
※高齢者等避難などの発令は、防災行政無線・久喜市防災アプリ
等でお知らせいたします。

※要援護者の避難場所について

原則、まずは学校等の拠点避難所や補助避難所への避難をお願いしております。その後、福祉避難所へ避難した方が良いと思われる方については受け入れを行います。

ただし、直接避難の必要が認められる方については、福祉避難所を避難場所に指定することができます。希望される方は、事前に社会福祉課または各行政センター福祉係にご相談の上、要援護者見守り支援登録申請書兼個別支援プランを申請してください。

2. 平時の取り組み

定期的に声かけを行うなど、日頃から積極的なコミュニケーションづくりをお願いします。